

レポート NO. 26-4-5

— 経営にお役に立つ各種情報を“ウィークリー”で配信しています —

経営情報サービス

今週のテーマ 「成年後見制度のあらまし」

【要旨】

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害により判断能力の不十分な成年者の法律行為を保護するために、家庭裁判所が選任した後見人等が代理権や同意権を行使して本人の財産管理や身上監護を行うものです。

民法は成年後見制度として、精神障害の症状が重い順に「後見」「保佐」「補助」の3つを設けています（各制度の後見人等をそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人という）。いずれも①本人・配偶者・親族等の申立てにより家庭裁判所が後見人等を選任し、②法務局が所定事項を登記し、③家庭裁判所（又は家庭裁判所が選任した後見監督人等）が後見事務を監督する、というものです。

法定後見制度が判断能力の不十分な人を対象とするのに対し、任意後見制度は判断能力の正常な人が将来の能力低下に備えて、信頼できる人との契約により将来の後見事務を委任しておくものです。本制度を利用するには、①任意後見契約を公正証書で締結し、②法務局が所定事項を登記し、③将来本人の判断能力が低下したときに家庭裁判所が後見監督人を選任することが必要です。また、これに先行して任意代理契約を締結し、正常時において将来の後見人予定者に財産管理事務を委任することもできます。

<目次>

- I. 法定後見制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- II. 任意後見制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

**リそな総合研究所**

平成 26 年 4 月 30 日

りそな総合研究所 会員・研修事業部
相談室 五十嵐修
TEL03-5653-3950 FAX03-3699-6592

はじめに

人が契約締結・財産処分等の法律行為をするためには、その行為について通常人なみに理解・判断できる能力（判断能力という。）を有していることが必要です。

しかし、個々の法律行為ごとに当人の判断能力の有無を判定するのは容易でなく、法律行為としての有効性が明確でないために、判断能力が不十分な社会的弱者を保護することができず、取引の相手方にも不測の損害を与えることになります。

こうした問題を解決するために、民法は法律行為をする能力（行為能力という。）の有無を一定の基準に従って定型的に判定することとしました。具体的には、年齢が20歳未満の未成年者、家庭裁判所の審判を受けた者を制限行為能力者と定義し、それに保護者を付した後見制度として本人の保護と取引の安全を図っています。

（注）民法は、制限行為能力者を未成年者、成年被後見人、被保佐人、同意権付与の審判を受けた被補助人の4つに区分し、制限行為能力者の法律行為は保護者（上記区分に対応してそれぞれ法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人という。）の同意又は代理を必要とし、同意・代理がない法律行為は取り消すことができると規定しています。

（注）成年被後見人、被保佐人、被補助人の制限行為能力者の告知を受けるには本人・親族等の請求により家庭裁判所の審判を受けることが必要です。
未成年者は一律に制限行為能力者とされ（婚姻者を除く。）、その法律行為は原則として法定代理人（通常は親権者）の同意が必要です。

平成12年の民法改正により、成年者であって判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者等）の保護強化のために成年後見制度が変更され、また、同年の任意後見契約に関する法律（「任意後見法」という。）の施行により、任意後見制度が創設されました。

＜成年後見制度の体系＞

① 法定後見制度

- ・従来の禁治産者・準禁治産者の2区分を廃止し、成年被後見人・被保佐人・被補助人の3区分に変更（被補助人を新設）。
- ・公示方法が従来の戸籍への記載から後見登記等ファイルへの記録に変更。

② 任意後見制度

- ・本人が受任者（将来の任意後見人）と委任契約を締結。将来、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時に契約の効力が発生。
- ・委任契約締結時に後見登記等ファイルに記録。

以下、法定後見・任意後見制度の概要をご説明します（未成年者後見制度は省略）。

I. 法定後見制度

民法は、未成年者を除く制限行為能力者を保護するための法定後見制度として、判断能力の程度など本人の事情に応じて、後見制度、保佐制度、補助制度の3つを設けています。

後見制度は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者を対象とし（民法7条）、保佐制度は精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者を対象とし（同11条）、補助制度は精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者を対象としています（同15条）。家庭裁判所の審判により成年被後見人、被保佐人、被補助人の告知を受けて成年後見人、保佐人、補助人が選任され、本人の同意を得て（後見制度の場合は成年後見人が本人を代表して）、法律行為を行うことができます。

家庭裁判所の審判は医師の鑑定書・診断書をもとに行われますが、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれに該当するかの目安は次のとおりです。

① 成年被後見人

重度の認知症・知的障害の症状のある者。具体的には、自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力を欠いている者、すなわち日常の買い物も自分でできず、保護者が代わって行う必要がある者をいいます。

② 被保佐人

中程度の認知症・知的障害の症状のある者。具体的には、判断能力が著しく不十分で、自己の財産を管理・処分するには常に保護者の援助を必要とする者、すなわち日常の買い物は自分でできるが、不動産の売買や金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分でできない者をいいます。

③ 被補助人

軽度の認知症・知的障害の症状のある者。具体的には、自己の財産を管理・処分するには保護者の援助を必要とする場合があるという程度の者、すなわち重要な財産行為は自分でできるかもしれないが多少の危惧があるので、本人の利益のために保護者が代わって行った方がよい者をいいます。

後見制度は精神上の障害により判断能力が不十分な者の財産管理や身上監護を対象とし、身体能力の衰えに伴う実際の介護・世話は対象外とされます。

身上監護とは本人の生活・治療・療養・介護等に関する法律行為をいいます。

<身上監護の具体例>

- ・介護保険に基づく介護サービス利用の申込み、契約締結
- ・要介護認定を受けたり、更新する際の手続き
- ・本人が住む住居の確保、生活環境の整備
- ・治療や入院等、医療機関の利用に関する手続き

1. 後見制度

(1) 申立て手続き

配偶者、4 親等内の親族、検察官等が、本人の住所地にある家庭裁判所に対し後見開始の申立てをします（同 7 条）。本人に身寄りがない場合は、市町村長が申立てをすることができます。申立て費用は原則として申立人が負担します。

＜申立ての必要書類＞

- ・ 後見開始申立書、申立事情説明書
- ・ 本人の財産目録とその資料、収支予定表とその資料
本人の預貯金・生命保険・不動産・負債等に関する資料
本人の定期的な収入・支出に関する資料
- ・ 後見人候補者の身上書
- ・ 本人の登記事項証明書（後見登記等ファイルに記録がないことの証明書）
- ・ 主治医や精神科医師の診断書、診断書附票
- ・ 推定相続人の同意書、親族関係図
- ・ 本人及び申立人の戸籍全部事項証明書、戸籍附票又は住民票
- ・ 後見人候補者の戸籍全部事項証明書、戸籍附票又は住民票

（注）後見人候補者は親族とするのが一般的ですが、親族以外の者とすることもできます。なお、家庭裁判所は申立書に記載された後見人候補者を後見人に選任せず、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉法人、公益法人等）を後見人に選任することもあります。

（注）複数の者（法人を含む。）を後見人に選任することもできます。

(2) 審判手続き

① 調査

申立てを受けた家庭裁判所の調査官は本人・申立人と面談し、本人の精神状態、生活状態、資産状況、申立事情を調査します。また、親族に対して書面で申立内容を通知し意向を確認することがあります。後見人候補者が申立人以外である場合は、候補者と面談して後見人としての適格性を調査します。

② 鑑定

本人の判断能力や精神障害の程度を医学的に判定するために、家庭裁判所は原則として鑑定人（精神科医師等）を指定し、鑑定書の作成を依頼します。

鑑定料は概ね 5～15 万円程度で、申立人が裁判所に納付します。

③ 審判

本人の状況を確認し援助の必要性を判断するために、家庭裁判所の裁判官が本人に審問します。後見開始の決定及び成年後見人の選任（審判という。）をした時は、申立人・成年後見人・本人に対して審判書謄本を送付します。

当事者が審判に対し不服申立て（即時抗告）をせず、2 週間経過した場合は審判が確定します。

(3) 登記手続き

審判が確定した後、家庭裁判所の書記官が指定法務局に審判の内容を通知し、登記官が磁気ディスクをもって調製する後見登記等ファイルに記録します。

(注) 指定法務局は現在、東京法務局（民事行政部後見登録課）のみです。

＜成年後見の登記事項＞（後見登記等に関する法律 4 条）

- ・ 後見等の種別、開始の審判をした裁判所、審判事件の表示及び確定年月日
- ・ 成年被後見人の氏名、生年月日、住所、本籍（外国人の場合は国籍）
- ・ 成年後見人の氏名又は名称、住所
- ・ 成年後見監督人が選任されたときは、その氏名又は名称、住所
- ・ 数人の成年後見人又は成年後見監督人が共同で又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め
- ・ 後見が終了したときは、その事由及び年月日
- ・ 家事事件手続法の規定により、成年後見人又は成年後見監督人の職務の執行を停止する審判前の保全処分がされたときは、その旨
- ・ 前号の規定により、成年後見人又は成年後見監督人の職務代行者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称、住所
- ・ 登記番号

登記事項証明書の交付請求者は本人及び利害関係者（配偶者、4 親等内の親族、成年後見人等、成年後見監督人等）に限られます（同 10 条）。登記等ファイルに成年被後見人等の登記がされていない場合は、その旨の証明書が交付されます。

申立てから審判確定、後見開始までの期間は概ね 4 カ月以内となっています。

(4) 後見事務

① 後見人の役割と権限

成年後見人は、本人の財産管理・身上監護に関する事務を行うに当たっては本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません（民法 858 条）。

成年後見人は本人のために財産を管理し、その財産に係る法律行為について本人のために代理権を行使する権限を有します（同 99 条、同 859 条）。また、本人がした法律行為は、日常生活に係る法律行為（日用品の購入等）を除き、成年後見人が取り消すことができます（同 9 条）。

(注) 後見制度は判断能力を欠く常況にある者を対象としますから、後見人には本人の法律行為を有効とするための同意権はありません。

② 財産目録・収支予定表の提出、財産の管理

成年後見人は選任後遅滞なく本人の財産の調査に着手し、1 カ月以内に財産目録を作成し、家庭裁判所に提出しなければなりません（同 853 条）。また、本人の定期的な収入・支出について収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出し、財産を適正に管理しなければなりません（同 861 条）。

後見人が後見事務を行うために必要な費用は本人の財産の中から支払われます（同 861 条）。後見人が後見事務について報酬を得るには、家庭裁判所に報酬請求の申立てをし、その審判を受けなければなりません（同 862 条）。

（注）専門家等の第三者が後見人となる場合は報酬を支払うことが一般的で、通常の後見事務に対する基本報酬は月額 2 万円が目安とされます。

③ 後見事務の報告、監督

成年後見人は後見事務の処理状況を定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません。家庭裁判所はいつでも成年後見人に後見事務の報告や財産目録の提出を求め、調査することができます（同 863 条）。

成年後見人が本人の居住用不動産を売却、賃貸、抵当権設定等の処分をする場合は、家庭裁判所の許可を得なければなりません（同 859 条の 3）。

家庭裁判所は、後見人の事務を監督するために、必要があると認めるときは本人・親族・後見人等の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができます（同 849 条）。後見監督人には法律・福祉の専門家（法人を含む。）が選任されます。後見人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹は、後見人と利害関係が生じる恐れがあることから後見監督人になることができません（同 850 条）。

後見監督人は後見人の事務を監督し（同 851 条）、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所に解任を請求することができます（同 846 条）。不正な行為とは本人の財産を横領する等の違法な行為をいい、著しい不行跡とは品行が甚だしく悪いことをいいます。

後見監督人が選任された場合、後見人は後見監督人の立会いのもとに本人の財産を調査し、財産目録を作成しなければなりません（同 853 条）。

④ 利益相反行為

後見人と本人との利益が相反する行為については、後見人は本人を代表することができません。後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が本人を代表し（同 851 条）、後見監督人が選任されていない場合は、後見人又は利害関係者が家庭裁判所に特別代理人の選任を申立て、その選任を受けた者が本人を代表します（同 860 条、826 条）。

＜利益相反行為の具体例＞

- ・ 本人所有の不動産を後見人に売却するための売買契約の締結
- ・ 本人所有の不動産を後見人が賃借するための賃貸借契約の締結
- ・ 本人と後見人が共同相続人である場合の遺産分割の協議
- ・ 本人と後見人が共同相続人である場合の相続放棄
- ・ 後見人の借入れに際し、本人所有財産を担保提供
- ・ 第三者の借入れに際し、後見人とともに本人が保証
- ・ 本人所有の財産を後見人に贈与又は低廉譲渡

2. 保佐制度

保佐制度は被保佐人を保護するための制度で、財産上の重要な法律行為について家庭裁判所が選任した保佐人の同意を必要とし、本人が保佐人の同意を得ずにした行為は取り消すことができます。ただし、日常生活に関する行為は本人の単独行為が認められ、本人、保佐人いずれも取り消すことができません（同 13 条）。

＜保佐人の同意を要する行為＞（民法 13 条 1 項）

- ・ 元本を領収し又は利用すること
預貯金の払戻し、金銭の貸付、弁済金の受領など
- ・ 借財又は保証をすること
- ・ 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
不動産の売買・賃貸借・抵当権設定に係る契約の締結
通信販売・訪問販売による契約の締結、クレジット契約の締結
元本が保証されない取引（株式購入、先物取引など）
- ・ 訴訟行為をすること
- ・ 贈与、和解又は仲裁合意をすること
- ・ 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること
- ・ 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること
- ・ 新築、改築、増築又は大修繕をすること
- ・ 民法 602 条（短期賃貸借）の規定に定める期間を超える賃貸借をすること

上記以外の行為（日常生活に関する行為を除く。）についても、利害関係者の請求により、家庭裁判所は保佐人の同意を要する旨の審判をすることができます。

保佐人は同意権と取消権を有するほか、家庭裁判所の審判を受けた場合は特定の法律行為について代理権が付与されます（同 876 条の 4）。代理権付与の申立てをする場合は、本人の同意を得て付与すべき法律行為を特定することが必要です。

家庭裁判所への申立て、家庭裁判所の審判、法務局の登記の手続きは、後見人の場合と同様です。申立てに当たっては、主治医の診断・助言を踏まえて家庭裁判所にどの制度を利用するかを相談することができます。保佐開始の申立てに当たり、代理権付与の審判の申立てを行う場合は、代理行為目録の書類を添付します。

家庭裁判所は必要があると認めるときは、本人・親族等の請求により又は職権で、保佐監督人を選任することができます（同 876 条の 3）。保佐人と本人との利益が相反する行為については保佐監督人が本人を代表し、保佐監督人がいない場合は、保佐人の請求を受けて家庭裁判所が選任した臨時保佐人が本人を代表します。保佐監督人・臨時保佐人は本人を代表して当該法律行為をするほか、本人がする行為に同意することも認められます（同 876 条の 2）。

保佐人と本人との利益相反行為の内容は、後見人と本人との利益相反行為の場合とほぼ同じです（5 ページ＜利益相反行為の具体例＞参照）。

3. 補助制度

補助制度は、判断能力の不十分さの程度が被後見人や被保佐人よりも軽度である被補助人を保護する制度です。家庭裁判所は補助開始の審判で補助人を選任しますが、特定の法律行為について補助人に同意権・代理権を与えるためには、同意権付与・代理権付与の審判により行為の内容を定める必要があります。

(1) 申立て手続き

配偶者・親族等の関係者が補助開始・同意見付与・代理権付与の申立てをするためには、本人の同意を得なければなりません（同 15 条、17 条、876 条の 9）。

本人の法律行為について補助人に同意権を付与する旨の申立てに当たっては、あらかじめ本人の同意を得て法律行為を特定しなければなりません。その範囲は民法 13 条 1 項に規定する行為（6 ページ参照）の一部に限られます（同 17 条）。

（注）補助人の同意を要する法律行為について、本人が補助人の同意を得ずにした場合、補助人はこれを取り消すことができます（同 17 条）。ただし、日常生活に関する行為は補助人に同意権・取消権がありません。

補助人の同意を要する法律行為について、本人の利益を害するおそれがないにも係らず補助人が同意しないときは、家庭裁判所は本人の請求により補助人の同意に代わる許可を与えることができます（同 17 条）。

補助人に代理権を付与する旨の申立てについても、あらかじめ本人の同意を得て法律行為を特定しなければなりません（同 876 条の 9）。

＜補助人の代理を要する行為＞

- ・ 預貯金の管理、払戻し、振込み
- ・ 預貯金口座の開設・変更・解約手続き
- ・ 年金、障害手当金その他社会保障給付金の受領
- ・ 保険金の請求及び受領、保険契約の締結、変更、解除
- ・ 介護契約及び福祉施設への入所に関する契約の締結、変更、解除
- ・ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除
- ・ 日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入
- ・ 不動産の購入、管理（家賃・地代の受領を含む。）、処分
- ・ 家賃・地代の支払い、賃貸借契約の締結、変更、解除
- ・ 負債の返済
- ・ 公共料金・社会保険料の支払い、税金の申告・納付
- ・ 遺産分割、相続の承認・放棄
- ・ 本人に帰属する財産に関して生じる紛争についての訴訟行為
- ・ 要介護認定に関する申請、承認、異議申立て
- ・ 住民票・戸籍謄本・登記事項証明書その他行政機関の発行する証明書の請求

(2) 補助事務

補助人が補助事務を行うに当たっては本人の意思を尊重し、その心身状態及び生活状況に配慮しなければなりません。補助人が財産管理全般について代理権を付与されたときは、次の点に留意する必要があります。

① 財産目録・収支予定表の提出

補助人は本人の現在の財産内容を正確に把握して財産目録を作成し、今後の生計見込み額を収支予定表に記載して、1 ヶ月以内に家庭裁判所に提出します。

② 出納の記録

月々の収入・支出の実績を家計簿やノートに記録し、領収書を保管します。

③ 預貯金の管理

本人と補助人の預貯金を明確に区分して管理します。また、補助人になった旨を取引金融機関に届け出ます。

資金の運用はリスクの大きい金融商品に投資するよりも、低金利でも元本が保証される安全確実な方法で管理します。万一損失が発生したときは、補助人を解任されるだけでなく、損害賠償を請求されることがあります。

預貯金を本人のために支出しそれが常識の範囲内であれば、資金使途の制限は特にありません。

④ 遺産分割協議

本人に代わって遺産分割協議に加わる場合、本人が不利益を被ることがないように十分配慮しなければなりません。基本的には、法定相続分の確保を念頭において協議に参加します。遺産分割協議において本人・補助人双方が相続人となる場合は利益相反行為となりますので、補助人は家庭裁判所に臨時補助人選任の申立てをしなければなりません。

⑤ 報酬の付与

補助人が職務遂行の対価として報酬を望む場合は、家庭裁判所に報酬付与の申立てをし、審判を得た後に受領することができます（同 876 条の 10）。

報酬額の目安は後見人・保佐人の場合とほぼ同様です。

(3) 補助監督人、臨時補助人の選任

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、本人・親族・補助人の請求により又は職権で補助監督人を選任することができます（同 876 条の 8）。補助監督人は補助人の事務処理状況を監督し、補助人と本人との利益相反行為については、本人を代表し又は本人の行為に同意をします。補助人と本人との利益相反行為について補助監督人がいない場合は、裁判所が選任した臨時補助人が本人を代表し又は本人の行為に同意をします（同 876 条の 7）。

（注）補助監督人が本人に代わって居住用不動産を売却したり担保に提供したりするときは、家庭裁判所の許可を得る必要があります（同 876 条の 8）。

Ⅱ．任意後見制度

法定後見制度は判断能力が不十分な状況にある人を対象としているのに対して、任意後見制度は判断能力が正常である人が将来の能力低下に備えて自ら後見人を選定し、任意後見契約を締結して将来の後見事務を委任しておくものです。

任意後見契約とは、委任者（本人）が受任者（将来任意後見人となる者）に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産管理に関する事務を委託し、委託事務について代理権を付与する委任契約であって、家庭裁判所によって任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいいます（任意後見法 2 条）。

（注）任意後見制度は判断能力が正常であるだけでなく、精神障害の程度が軽く自ら任意後見契約を締結する能力のある人も利用できます。

1．任意後見制度の特徴

任意後見人の代理権の範囲は契約で自由に定めることができます。信頼できる人を任意後見人に選定し、成年後見人に匹敵する広範囲の代理権を付与することもできます。ただし、成年後見人が包括的な代理権をもつのにに対し、任意後見人の代理権は契約時に作成する代理権目録に記載したものに限られます。

保佐人は財産上の重要な法律行為について同意権・取消権をもち、特定の法律行為について代理権をもちます。任意後見人は目録に記載した範囲の代理権が認められ、同意権・取消権は認められません。

法定後見制度のなかでは補助制度が本人の意思が最も尊重される制度で、補助人は本人が同意した行為の代理権・同意権・取消権が認められます。

任意後見制度と法定後見制度を同時に利用することはできません。本人の意思を尊重する観点から、原則として任意後見制度が優先されます。任意後見契約が登記されている場合は、関係者が法定後見開始の申立てをしても、家庭裁判所は原則として申立てを却下します。また、法定後見開始の審判を既に受けている人について任意後見監督人選任の申立てがあった場合、家庭裁判所は原則として任意後見監督人を選任し、法定後見開始の審判を取り消します（任意後見法 10 条）。

（注）ただし、家庭裁判所が任意後見制度よりも法定後見制度を利用した方が本人の利益になると認めたときは、法定後見開始の審判をすることができます。

＜任意後見制度より法定後見制度が優先される場合＞

- ・ 本人に浪費癖があり、本人の高額出費を抑えるために、同意権・取消権のある補助人又は保佐人を選任する必要がある場合
- ・ 任意後見人に付与された代理権の範囲が狭く、十分な保護ができない場合

後見人に財産管理を委ねる内容を事前に決めておきたい場合は、任意後見制度を選択します。本人の判断能力が低下しつつある場合は、後見人に付与すべき権限に応じて任意後見制度・法定後見制度のいずれかを選択するようにします。

2. 任意後見契約の締結

任意後見制度を利用するためには、まず、本人（委任者）と将来後見事務を受託する予定の者（受任者）との間で任意後見契約を締結することが必要です。

(1) 公正証書による任意後見契約の締結

任意後見契約は将来の後見事務に係る委任契約で、その内容は委任者と受任者との合意によって定まりますが、契約は公正証書によらなければなりません。

任意後見契約は本人に契約締結能力があることが前提となります。公正証書の作成に当たり、公証人は医師の診断書や関係者の供述を参考にして、まず本人に契約締結能力があることを確認します。

受任者は後見事務について本人の信頼を得て選任されます。親族・知人のほか、法律・福祉の専門家も受任することができます。受任者に支払う報酬は本人の財産の中から支払われます（親族が受任する場合は無報酬のケースもあります）。

(2) 後見事務の範囲

任意後見契約では財産管理・身上監護について委任者が受任者に与える代理権の範囲を明確にする必要があることから、契約書に代理権目録を添付します。

＜代理権目録の例＞…「甲」は委任者本人を表す。

① 財産の管理・保存・処分等に関する事項

- ・ 甲に帰属する別紙「財産目録」（※省略）記載の財産及び本契約の締結後に甲に帰属する財産（預貯金を除く。）並びにその果実の管理、保存
- ・ 上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分、変更
売却
賃貸借契約の締結、変更、解除
担保権設定契約の締結、変更、解除

② 金融機関との取引に関する事項

- ・ 甲に帰属する別紙「預貯金等目録」（※省略）記載の預貯金に関する取引
預貯金の管理、振込依頼・払戻し、口座の変更・解約
- ・ 預貯金口座の開設及び当該預貯金に関する取引
- ・ 貸金庫取引、保護預り取引

③ 定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項

- ・ 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続き
家賃・地代、年金・障害手当金その他の社会保障給付
- ・ 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続き
家賃・地代、公共料金、保険料、ローン返済金

④ 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項

- ・ 生活費の送金
- ・ 日用品の購入その他日常生活に関する取引
- ・ 日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入

- ⑤ 保険に関する事項
 - ・ 保険契約の締結、変更、解除
 - ・ 保険金の受領
- ⑥ 証書等の保管及び各種手続きに関する事項
 - ・ 次に掲げるものの保管及び事務処理に必要な範囲内の使用
 - 登記済権利証、実印、銀行印、印鑑登録カード
 - その他別紙「証書等の保管等目録」（※省略）記載のとおり
 - ・ 株券等の保護預り取引に関する事項
 - ・ 登記・供託の申請
 - ・ 住民票、戸籍抄本、登記事項証明書その他行政機関の発行する証明書の請求
 - ・ 税金の申告、納付
- ⑦ 介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項
 - ・ 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払い
 - ・ 要介護認定の申請、認定に関する承認又は異議申立て
 - ・ 介護契約以外の福祉サービス利用契約の締結、変更、解除及び費用の支払い
 - ・ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払い
 - ・ 福祉関係の措置（施設入所措置を含む。）の申請・決定に関する異議申立て
- ⑧ 住居に関する事項
 - ・ 居住用不動産の購入、処分
 - ・ 借地借家契約の締結、変更、解除
 - ・ 住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結、変更、解除
- ⑨ 医療に関する事項
 - ・ 医療契約の締結、変更、解除及び費用の支払い
 - ・ 病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払い
- ⑩ 相続に関する事項
 - ・ 遺産分割又は相続の承認、放棄
 - ・ 贈与若しくは遺贈の拒絶又は負担付き贈与若しくは遺贈の受諾
 - ・ 寄与分を定める申立て
 - ・ 遺留分減殺の請求
- ⑪ 以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する事項
 - ・ 裁判外の和解、示談
 - ・ 仲裁契約
 - ・ 行政機関等に対する不服申立て及びその手続きの追行
 - ・ 紛争の処理に関するその他の事項
- ⑫ 以上の各事項の処理に必要な費用の支払い
- ⑬ 以上の各事項に関連する一切の事項

(3) 任意後見に関する登記

任意後見契約の公正証書が作成されると、公証人の嘱託により、指定法務局で登記されます（後見登記等に関する法律（以下「後見登記法」と略）、5条）。

＜登記事項＞

- ・ 公正証書を作成した公証人の氏名及び所属、証書の番号及び作成年月日
- ・ 委任者の氏名、生年月日、住所、本籍（外国人の場合は国籍）
- ・ 受任者又は任意後見人の氏名又は名称、住所
- ・ 受任者又は任意後見人の代理権の範囲
- ・ 数人の任意後見人が共同で代理権を行使すべきことを定めたときは、その定め
- ・ 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所、その選任の審判の確定年月日
- ・ 数人の任意後見監督人が共同で又は事務を分掌してその権限を行使すべきことが定められたときは、その定め
- ・ 任意後見契約が終了したときは、その事由及び年月日
- ・ 家事事件手続法の規定により、任意後見人又は任意後見監督人の職務の執行を停止する審判前の保全処分がされたときは、その旨
- ・ 前号の規定により、任意後見監督人の職務代行者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称及び住所
- ・ 登記番号

（注）任意後見登記後に家庭裁判所において任意後見監督人が選任され、任意後見が開始されると、受任者は任意後見人となり、法務局は後見登記等ファイルに任意後見監督人・任意後見人を記録します（後見登記法5条）。

（注）登記事項証明書（又は登記されていないことの証明書）は本人又は利害関係者（受任者、任意後見人等、任意後見監督人等、配偶者、4親等内の親族）の請求により交付されます（後見登記法10条）。

3. 任意後見の開始

任意後見契約は家庭裁判所が任意後見監督人選任の審判を行ったときに効力を生じ、任意後見が開始されます。

(1) 任意後見監督人の選任

任意後見登記後に本人の事理弁識能力が不十分な状況に陥ったとき、家庭裁判所は本人、配偶者、4親等内の親族又は受任者の請求により、任意後見監督人を選任します（任意後見法4条）。

（注）本人以外の者が請求する場合は、本人が意思表示できない場合を除き、あらかじめ本人の同意が必要です。

任意後見監督人には、通常、法律・福祉の専門家（その法人を含む。）が選任されます。受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹は、任意後見監督人になれません（任意後見法5条）。

＜申立ての必要書類＞

- ・ 任意後見監督人選任申立書
- ・ 任意後見契約公正証書の写し
- ・ 本人の戸籍全部事項証明書
- ・ 本人の成年後見等に関する登記事項証明書
- ・ 医師の診断書
- ・ 本人の財産に関する資料
 - 不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）
 - 預貯金・有価証券の残高が分かる書類（預金通帳写し、残高証明書等）
- ・ 任意後見人の候補者がいる場合、その戸籍附表又は住民票

＜任意後見監督人の不選任事由＞

次に該当する場合、任意監督後見人は選任されません（任意後見法 4 条）。

- ・ 本人が未成年者であるとき
- ・ 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合に、その後見、保佐又は補助を継続することが本人の利益のために特に必要であるとき
- ・ 受任者が民法 847 条（後見人の欠格事由）に掲げる者であるとき
- ・ 受任者が本人に対して訴訟をした者であるとき（配偶者、直系血族を含む。）
- ・ 受任者に不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適さない事由があるとき

(2) 任意後見監督人の職務

任意後見監督人は次の職務を行います（任意後見法 7 条）。

- ① 任意後見人の事務を監督し、家庭裁判所に定期的に報告すること

任意後見監督人はいつでも任意後見人に対して事務の報告を求め、その事務又は本人の財産状況を調査することができます。

- ② 急迫の場合に、任意後見人の代理権の範囲内で必要な処分をすること

- ③ 任意後見人と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること

任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適さない事由があるときは、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官の請求により、家庭裁判所は任意後見人を解任することができます（任意後見法 8 条）。

4. 任意後見契約の終了

任意後見契約は契約の解除、任意後見人の解任、法定後見の開始、本人・任意後見人の死亡等により終了します。契約の終了による任意後見人の代理権の消滅は、終了登記をしなければ善意の第三者に対抗することができません。本人及び受任者は、任意後見監督人が選任される前において、公証人の認証を受けた書面により、いつでも契約を解除できますが、任意後見監督人が選任された後に契約を解除する場合は、家庭裁判所の許可を受けることが必要です（任意後見法 9 条、11 条）。

5. 任意代理契約の併用

任意後見契約は将来本人の判断能力が低下したときに効力を生じます。信頼できる受任者が見つかり任意後見契約を締結しても、本人の判断能力が低下しない間は受任者に後見事務を委託することができません。通常、認知症等による判断能力の低下は本人の自覚がないままに進行しますから、本人が後見開始時期を自ら判断し決定することは困難です。また、判断能力は正常であっても身体能力の衰えにより日常生活を維持することが次第に困難になります。

こうしたことから、任意後見契約に先行して或いは任意後見契約と同時並行的に受任者との間で任意代理契約を締結するケースが多く見られます。

(1) 任意代理契約の特徴

任意代理契約は民法上の委任契約に該当し、契約により委任者が受任者に対し一定の事務について代理権を付与し、その処理を委託するものです。

＜任意代理契約と任意後見契約との違い＞

- ① 任意後見契約が委任者の判断能力が低下したときに後見開始の効力が生じるものであるのに対し、任意代理契約は契約締結と同時に（委任者の判断能力が正常な状態のときに）、委任の効力を生じさせることができます。
- ② 任意後見契約は公正証書を作成しなければなりませんが、任意代理契約は公正証書を作成する必要はありません。
- ③ 任意後見契約は任意後見監督人を選任しなければなりませんが、任意代理契約の場合は任意後見監督人が選任されず、委任者が自ら受任者の事務処理状況を管理することになります。
- ④ 任意後見契約は公正証書の内容が登記されますが、任意代理契約の内容は登記されません。

（注）任意代理契約は公正証書や登記が不要で契約の自由度が高いものですが、契約締結後に代理権の範囲や報酬支払いについてトラブルが生じやすいことから、公正証書を作成するのが一般的です。

(2) 委任事務の範囲

任意代理契約は財産管理事務が中心となります。委任事務の範囲は代理権目録で明確にしておきます（10～11 ページ＜任意後見契約の代理権目録例＞参照）。

また、委任事務の処理に必要な範囲で証書類を受任者に引き渡しておきます。

＜受任者が保管すべき証書類＞

- ・ 実印、銀行取引印、預貯金通帳・証書、キャッシュカード
- ・ 印鑑登録カード、住民登録カード
- ・ 年金関係書類
- ・ 有価証券及びその預り証
- ・ 登記済権利証、不動産賃貸借契約等の契約書類
- ・ その他委任事務の処理に必要な書類

(3) 契約書作成のポイント

任意代理契約書には、合意事項として次の条項を記載するようにします。

① 任意後見契約との関係

任意代理契約は将来委任者の判断能力が低下したときに任意後見契約に移行することを前提としますので、契約書に次の条項を設ける必要があります。

イ. 委任者が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になったときは、受任者は家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任を請求しなければならない。

ロ. 本委任契約は、任意後見監督人が選任され、任意後見契約が効力を生じたときに終了する。

② 公正証書による契約の変更、解除

任意代理契約を変更・解除する場合は、公正証書で行うことを明記します。

イ. 本委任契約に定める代理権の範囲を変更する契約は、公正証書により行う。

ロ. 委任者又は受任者が本委任契約の解除を申し出の場合は、公証人の認証を受けた書面によってしなければならない。

③ 契約の終了

上記①ロのほかに、任意代理契約が終了する場合を明記します。

イ. 委任者又は受任者が死亡し、又は破産手続き開始決定を受けたとき。

ロ. 委任者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。

ハ. 受任者が後見開始の審判を受けたとき。

【参考文献】

「成年後見制度～成年後見登記制度～」(法務省民事局ホームページ)

「成年後見申立てガイドブック」(旭川家庭裁判所ホームページ)

「成年後見人のためのQ & A」(福岡家庭裁判所ホームページ)

「成年後見制度における鑑定書作成の手引」「成年後見制度における診断書作成の手引」
(最高裁判所事務総局家庭局ホームページ)

「任意後見契約」(日本公証人連合会ホームページ)

「成年後見制度の法律と手続き」(発行所：三修社)

「利益相反行為の判断と処理の実際」(発行所：新日本法規出版)

「銀行窓口の法務対策 3800 講」(発行所：金融財政事情研究会)

○本稿は情報提供が目的であり、商品取引を勧誘するものではありません。

○本稿は当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

○本稿に記載された内容は執筆時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。